

岐阜県公報

目次

告示

○有害興行の指定 (男女参画青少年課 三四三ページ)
 ○道路の区域変更 (道路維持課 三四四)

公示

○特定非営利活動法人の設立認証申請 (環境生活政策課 三四四)
 ○特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同 三四四)
 ○平成二十二年狩猟免許試験の実施 (地球環境課 三四五)
 ○平成二十二年狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施 (同 三四六)
 ○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 (都市政策課 三四七)
 ○羽島都市計画の変更案の縦覧 (同 三四九)

告示

岐阜県告示第三百十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十二年五月七日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	等	配給会社名等
映画	サンインバル・オブ・ザ・デッド		プレジデント
	エンター・ザ・ボイ		コムストックグループ
	異常体験 いじくり変態汁		オーピー映画
	移り気若妻の熱い舌技		オーピー映画
	コスプレ挑発 おしやぶりエッチ		オーピー映画
	最後のラブドール私、大人のおもちや止めました		オーピー映画
	復乱れ人妻の妹		オーピー映画

2 指定年月日

平成22年5月7日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

○平成二十二年 度 狩 猟 免 許 試 験 の 実 施

鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 する 法 律 (平 成 十 四 年 法 律 第 八 十 八 号) 第 四 十 一 条 の 規 定 に よ る 狩 猟 免 許 試 験 を 次 の と お り 実 施 し ま す の で 、 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 する 法 律 施 行 規 則 (平 成 十 四 年 環 境 省 令 第 二 十 八 号) 第 五 十 一 条 第 二 項 の 規 定 に よ り 公 示 し ま す 。

平 成 二 十 二 年 五 月 七 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

一 試 験 の 期 日 、 場 所 及 び 申 請 期 間

期 日	場 所	試 験 の 種 類	申 請 期 間
平 成 二 十 二 年 七 月 十 七 日 (土)	高 山 市 千 島 町 九 〇 〇 一 一 飛 騨 ・ 世 界 生 活 文 化 セ ン タ ー	網 猟 、 わ な 猟 、 第 一 種 銃 猟 及 び 第 二 種 銃 猟	平 成 二 十 二 年 六 月 十 七 日 (木) か ら 平 成 二 十 二 年 六 月 二 十 八 日 (月) ま で
平 成 二 十 二 年 八 月 十 一 日 (水)	美 濃 加 茂 市 古 井 町 下 古 井 二 六 一 〇 一 一 岐 阜 県 可 茂 総 合 庁 舎 大 会 議 室	網 猟 、 わ な 猟 、 第 一 種 銃 猟 及 び 第 二 種 銃 猟	平 成 二 十 二 年 七 月 九 日 (金) か ら 平 成 二 十 二 年 七 月 二 十 一 日 (水) ま で
平 成 二 十 二 年 九 月 十 日 (金)	岐 阜 市 藪 田 南 二 一 一 一 岐 阜 県 庁 舎 大 会 議 室	網 猟 、 わ な 猟 、 第 一 種 銃 猟 及 び 第 二 種 銃 猟	平 成 二 十 二 年 八 月 十 日 (火) か ら 平 成 二 十 二 年 八 月 二 十 日 (金) ま で
平 成 二 十 二 年 十 二 月 十 日 (金)	美 濃 加 茂 市 古 井 町 下 古 井 二 六 一 〇 一 一 岐 阜 県 可 茂 総 合 庁 舎 大 会 議 室	わ な 猟	平 成 二 十 二 年 十 一 月 十 日 (水) か ら 平 成 二 十 二 年 十 二 月 二 十 四 日 (水) ま で

二 試 験 の 日 程

1 受 付

午 前 九 時 か ら 午 前 九 時 三 十 分 まで
2 知 識 試 験

午 前 九 時 四 十 五 分 か ら 午 前 十 一 時 十 五 分 まで
3 適 性 試 験 及 び 技 能 試 験
午 後 一 時 か ら 午 後 五 時 まで

三 申 請 手 続

1 申 請 書 類

各 振 興 局 (振 興 局 に 置 か れ る 事 務 所 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) で 配 布 す る 狩 猟 免 許 申 請 書 一 通 に 次 の 書 類 を 添 え て く だ さ い 。

(一) 鳥 獣 の 保 護 及 び 狩 猟 の 適 正 化 に 関 す る 法 律 第 四 十 条 第 二 号 か ら 第 四 号 まで に 該 当 す る か ど う か に つ い て の 医 師 の 診 断 書 一 通 (申 請 者 が 銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法 第 四 条 第 一 項 第 一 号 の 規 定 に よ る 許 可 を 現 に 受 け て い る 場 合 は 、 当 該 診 断 書 又 は 当 該 許 可 に 係 る 許 可 証 の 写 し を 添 付 し て く だ さ い 。)

(二) 写 真 一 枚 (申 請 前 六 か 月 以 内 に 撮 影 し た 無 帽 、 正 面 、 上 三 分 身 、 無 背 景 の 縦 の 長 さ 三 ・ 〇 セ ン チ メ ー ト ル 、 横 の 長 さ 二 ・ 四 セ ン チ メ ー ト ル の 写 真 で 、 そ の 裏 面 に 氏 名 及 び 撮 影 年 月 日 を 記 載 し た も の)

(三) 住 民 票 一 通 (狩 猟 免 許 を 受 け 、 そ の 有 効 期 間 内 に 他 種 の 狩 猟 免 許 を 受 け よ う と す る 者 を 除 く 。 ま た 、 本 籍 の 記 載 は 不 要)

(四) 返 信 用 封 筒 (長 形 三 号 。 申 請 者 の 住 所 、 氏 名 及 び 郵 便 番 号 を 明 記 し 、 八 十 円 分 の 郵 便 切 手 を は り 付 け た も の)

2 手 数 料

申 請 書 に 次 に 掲 げ る 額 の 岐 阜 県 収 入 証 紙 を は り 付 け て く だ さ い (消 印 は し な い で く だ さ い 。) 。

(一) 狩 猟 免 許 を 受 け 、 そ の 有 効 期 間 内 に 他 種 の 狩 猟 免 許 を 受 け よ う と す る 者 及 び 四 に 掲 げ る 未 更 新 者 三 千 九 百 円

(二) そ の 他 の 者 五 千 二 百 円

3 申 請 書 類 の 提 出 先

原 則 と し て 申 請 者 の 住 所 地 を 所 管 す る 振 興 局 の 環 境 課 へ 提 出 し て く だ さ い (住 所 地 を 所 管 し な い 振 興 局 の 環 境 課 に も 提 出 す る こ と が で き ま す 。) 。

4 申 請 書 類 を 郵 送 す る 場 合 は 、 書 留 又 は 簡 易 書 留 郵 便 と し 、 封 筒 の 表 に 「 狩 猟 免 許 (試 験) 申 請 書 在 中 」 と 朱 書 し て く だ さ い 。

5 申請書類の受理後における試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更は、できません。

四 未更新者の更新

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十九条第二号に規定する狩猟免許の有効期間の更新を受けなかった者は、同号の事由がやんだ日から起算して一か月以内に未更新事由書を添えて申請手続をしてください。

五 試験結果の提供

平成二十二年年度狩猟免許試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

知識試験の得点及び技能試験の減点

2 提供期間

合否発表の日の翌日から一か月間

3 提供する場所

個人情報総合窓口（岐阜県庁二階。電話〇五八―二七二―二一三八）及び各振興局の所属窓口

4 提供を受けるために必要な書類等

受験票及び運転免許証等の身分証明書

六 その他

試験に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部地球環境課において受け付けます。

○平成二十二年年度狩猟免許の更新のための試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第五十一条第二項に規定する狩猟免許の更新のための試験及び同条第四項に規定する講習を次のとおり実施しますので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十九条第二項において準用する同令第五十一条第二項の規定により公示します。

平成二十二年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験及び講習の期日、場所及び申請期間

期 日	場 所	申 請 期 間
平成二十二年七月十四日（水）	高山市上岡本町七―四六八 岐阜県飛騨総合庁舎大会議室	平成二十二年六月二十三日（水）から平成二十二年七月二日（金）まで
平成二十二年八月十日（火）	美濃加茂市古井町下古井二六一〇―一 岐阜県可茂総合庁舎大会議室	平成二十二年七月二十日（火）から平成二十二年七月三十日（金）まで
平成二十二年八月三十日（月）	恵那市長島町正家後田一〇六七―七一 岐阜県恵那総合庁舎大会議室	平成二十二年八月十日（火）から平成二十二年八月二十日（金）まで
平成二十二年九月九日（木）	岐阜市藪田南二―一―一 岐阜県庁舎大会議室	平成二十二年八月二十日（金）から平成二十二年八月三十日（月）まで

二 試験及び講習の日程

1 受付

午前八時三十分から午前九時まで

2 講習

午前九時から正午まで

3 適性試験

午後一時から午後四時まで

三 申請手続

1 申請書類

各振興局（振興局に置かれる事務所を含む。以下同じ。）で配布する狩猟免許更新申請書一通に次の書類を添えてください。

(一) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第四十条第一号から第四号までに該

- 当するかどうかについての医師の診断書一通（申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を現に受けている場合は、当該許可に係る許可証の写しを添付してください。）
- (二) 写真一枚（申請前六か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (三) 返信用封筒（長形三号。申請者の住所、氏名及び郵便番号を明記し、八十百分の郵便切手をはり付けたもの）
- (四) 狩猟免許
- 2 手数料
- 申請書に二千八百円分の岐阜県収入証紙をはり付けてください（消印はしないでください。）。
- 3 申請書類の提出先
- 原則として申請者の住所地を所管する振興局の環境課へ提出してください（住所を所管しない振興局の環境課にも提出することができます。）。
- 4 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書してください。
- 5 申請書類の受理後における更新試験を受けようとする狩猟免許の種類及び場所の変更は、認めません。
- 四 免許更新申請の対象者
- 平成十九年に狩猟免許を取得し、又は更新した者
- 五 その他
- 試験及び講習に関する問い合わせは、各振興局環境課又は岐阜県環境生活部地球環境課において受け付けます。
- 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証
- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 平成二十二年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称
中津川市
- 二 調査を行った地域
岐阜県中津川市蛭川の一部（高見I）
- 三 調査を行った期間
平成十七年度から平成十九年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍図
岐阜県中津川市（蛭川の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十二年五月七日

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

- 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
- 平成二十二年五月七日
- 一 調査を行った者の名称
高山市
- 二 調査を行った地域
岐阜県高山市清見町三日町の一部（三日町IV）
- 三 調査を行った期間
平成十七年度から平成二十年度
- 四 地図及び簿冊の名称
岐阜県高山市（清見町三日町の一部）の地籍図
岐阜県高山市（清見町三日町の一部）の地籍簿
- 五 認証年月日
平成二十二年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。
平成二十二年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称
関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市上之保の一部（鳥屋市（XVI））

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市（上之保の一部）の地籍図

岐阜県関市（上之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年五月七日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

可児郡御嵩町

二 調査を行った地域

岐阜県可児郡御嵩町大字伏見の一部（伏見（III））

三 調査を行った期間

平成十九年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県可児郡御嵩町（大字伏見の一部）の地籍図
岐阜県可児郡御嵩町（大字伏見の一部）の地籍簿
認証年月日
平成二十二年五月七日

岐阜県知事 古 田 肇

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市岩村町大字飯羽間の一部（飯羽間（IX））

三 調査を行った期間

平成十七年度から平成二十一年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（岩村町大字飯羽間の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十二年五月七日

○ 国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十二年五月七日

<p>一 調査を行った者の名称 高山市</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県高山市久々野町西洞の一部（西洞（Ⅱ））</p> <p>三 調査を行った期間 平成十七年度から平成十八年度</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県高山市（久々野町西洞の一部）の地籍図 岐阜県高山市（久々野町西洞の一部）の地籍簿 認証年月日 平成二十二年五月七日</p> <p>五 調査を行った者の名称 高山市</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県高山市朝日町立岩の一部（立岩（Ⅱ））</p> <p>三 調査を行った期間 平成十六年度から平成二十年度</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県高山市（朝日町立岩の一部）の地籍図 岐阜県高山市（朝日町立岩の一部）の地籍簿 認証年月日 平成二十二年五月七日</p>	<p>○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。</p> <p>平成二十二年五月七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
--	---

<p>一 調査を行った者の名称 下呂市</p> <p>二 調査を行った地域 岐阜県下呂市萩原町山之口の一部（カジャ3・4）</p> <p>三 調査を行った期間 平成十九年度から平成二十一年度</p> <p>四 地図及び簿冊の名称 岐阜県下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍図 岐阜県下呂市（萩原町山之口の一部）の地籍簿 認証年月日 平成二十二年五月七日</p> <p>五 調査を行った者の名称 羽島都市計画道路</p>	<p>○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証</p> <p>国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。</p> <p>平成二十二年五月七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>○羽島都市計画の変更案の縦覧</p> <p>都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。</p> <p>なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十二年五月七日</p> <p>岐阜県知事 古 田 肇</p>
--	---

三・四・十三号 上中岐阜線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び羽島市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年五月七日から

同 年五月二十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事務所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

平成二十二年五月七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南一丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集

各務原市テクノプラザ一―

ブイ・アール・テクノセンター